

寄附の取扱に係る指針

社会福祉法人博遊会

寄附の取扱に係る指針

1 目的

社会福祉施設に対する寄附は、寄附者本人の自由意思に基づくものでなければならない。本指針は、寄附の強要、不当な資金の還流等の社会的疑惑を生じさせることのないよう、手続きの透明性を確保することにより、施設運営の適正化を図ることを目的とする。

2 寄附の受入れ手続き

寄附を受け入れる際には、原則、複数の職員が立ち会うこととし、寄附金取扱規程に基づき手続きを行うこととする。

3 寄附受入判断基準

寄附の受入については、次の基準に従い寄附者の区分ごとに可否を判断するものとする。

(1) 利用者（入所者）

上記2の手続きにより、寄附を受け入れができるものとする。なお、寄附者が制限行為能力者（未成年者、成年被後見人、被保佐人及び民法第17条第1項の審判を受けた被補助人をいう。）であるときには、民法の規定により、法定代理人、保佐人又は補助人（以下「法定代理人等」という。）の同意を得て寄附をする場合と、法定代理人等が代理権に基づき寄附手続きをする場合がある。同意を得たときは、同意書の写しを添付するものとする。

ア 未成年者 法定代理人（両親、未成年後見人）による申込み又は同意。未成年後見監督人があるときには、その同意も必要。

イ 成年被後見人 法定代理人（成年後見人）による申込み。後見監督人があるときは、その同意も必要

ウ 被保佐人 保佐人の同意（代理権を付与する審判がある場合には保佐人の申込み。）

エ 被補助人 補助人の同意（代理権を付与する審判がある場合には補助人の申込み。）

(2) 家族・遺族

（1）を準用する。

(3) 入所（利用）前の入所（利用）希望者（家族を含む。）

入所（利用）決定に疑惑を招く恐れがあるため、寄附を受け入れないものとする。

(4) 家族会（後援会等の名称を問わず家族が加入している団体）

次の条件を満たす場合に、上記2の手続きにより、寄附を受け入れができるものとする。

ア 家族会（総会）で意思決定されていること。（総会議事録、議案書等の写しを添付すること。）

イ 寄附目的が明確なこと。

ウ 寄附のための特別の負担が会員個人にないこと。

(5) 後援会（地域の篤志家等を中心に構成されている団体）

次の条件を満たすことと、上記2の手続きにより、寄附を受け入れができるものとする。

- ア 後援会（総会）で意思決定されていること（総会議事録、議案書等を添付させる）
なお、入所者（利用者）の家族や職員を中心に構成されている後援会については、
上記（4）の保護者会と同様の扱いとする。

（6）取引業者

上記2の手続きにより、寄附を受け入れができるものとする。

（7）その他の者

上記2の手続きにより、寄附を受け入れができるものとする。

4 受入の辞退

次に掲げる者からの寄附申込みについては、寄附を受入れないことができるものとする。

- （1）反社会勢力や関係する団体等
（2）便宜供与、反対給付を期待していることが明らかな者
（3）寄附の使途等について、寄附目的以外に条件を付与する者

5 使途

- （1）寄附を受けた不動産については、権利関係を明らかにし、所有権移転登記を行った上で、資産として適正に計上し、理事会の承認を得て、その活用を図るものとする。
（2）寄附を受けた物品については、その目的に応じて活用することができるものとする。
なお、固定資産に該当する物品については、寄附受入時の時価をもって固定資産台帳に記載するものとする。
（3）寄附金については、その目的に応じた使途に充当することを原則とし、目的が明確でない場合（施設運営全般であることを含む。）は、経常経費寄附金収入として計上した上で、寄附金の使途としてふさわしい支出に充当するものとする。

6 公表

寄附の受入及びその使途については、寄附金を充当して行った活動がわかる写真やチラシ等を用い、有効に寄附を活用していることについて、施設内掲示板や解放・円便りなどの広報誌、ホームページ等において公表に努めるものとする。

7 その他

施設から寄附を募集する場合にあっても、その受入については、この指針に基づいておこうことを基本とする。なお、特定・不特定を問わず施設から寄附を募集する場合（家族会等の支援団体に協力を依頼する場合を含む）は、その目的、使途、募集方法及び結果の公表について、理事会の承認を受けることとする。

附 則

この指針は、平成30年11月1日から施行する。